大雨被害を受けた繊維原材料
再購入支援事業補助金

Ｑ＆Ａ

令和８月１０月

福井県 産業労働部 産業技術課

目次

ページ

1　大雨被害を受けた繊維原材料再購入支援事業補助金の内容（申請手続き関係）

（Ｑ１）　どのような補助金か？　3

（Ｑ２）　すでに被災により廃棄した分の原材料を手配したが、交付決定前に手配した原材料に係る経費は補助対象となるか？　3

（Ｑ３）　補助金の対象となる原材料再購入は、いつまでに完了する必要があるか？　3

（Ｑ４）　被災証明書または被災証明書は必要か？　3

（Ｑ５）　地方消費税の滞納がないことを証明事項とする納税証明書の提出が必要とのことだが、税務署が発行するどの種類の納税証明書を添付すればよいのか？　3

（Ｑ６）　他の補助金との併用は可能か？　3

（Ｑ７）　交付申請時に保険金または共済金の受給額が不明な場合はどのようにすればよいか？　3

（Ｑ８）　複数の工場で被害を受けたが、その場合は工場ごとに補助金申請可能か？　4

（Ｑ９）　交付申請時、被災状況が分かる写真は必要か？　4

2　補助事業者(補助対象事業者)

（Ｑ１）　個人事業主は補助事業者となるか？　4

（Ｑ２）　大企業・みなし大企業は補助事業者となるか？　4

（Ｑ３）　企業組合は補助事業者となるか？　4

（Ｑ４）　補助事業者について、地域や市町での限定はあるか？　4

3　補助対象経費（補助事業の経費）

（Ｑ１）　補助対象となる原材料とはどのようなものか？　5

（Ｑ２）　保険金・共済金の対象となった原材料等は補助対象となるか？　5

（Ｑ３）　消費税は補助対象経費に含まれるか？　5

4　事業の変更に係る申請について

（Ｑ１）　どのような場合に補助事業計画変更承認申請が必要か？　5

（Ｑ２）　交付申請時の見積事業者と実際購入する事業者が変わってもよいか？　5

5　実績報告について

（Ｑ１）　実績報告書はいつ提出するか？　6

（Ｑ２）　実績報告時の補助対象経費が、交付決定時に見込んでいた補助対象経費を上回った場合、補助金は増額になるか？　6

（Ｑ３）　競争見積(複数の業者からの見積書取得)は必要か？　6

6　その他

（Ｑ１）　申請をすれば必ず補助金が受けられるのか？　6

（Ｑ２）　「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？　6

（Ｑ３）　「事業完了」とは、何をもって「完了」とするのか？　6

１　大雨被害を受けた繊維原材料再購入支援事業補助金の内容（申請手続き関係）　　（１／２）

Ｑ１　どのような補助金か？

Ａ　令和８年８月２９日からの大雨により製造に使用する原材料(原材料、加工糸、生地、染料など)の廃棄を余儀なくされた事業者について、事業再建のため原材料を再購入する費用の一部を補助するものです。

Ｑ２　すでに被災により廃棄した分の原材料を手配したが、交付決定前に手配した原材料に係る経費は補助対象となるか？

Ａ　災害が発生した令和８年８月２９日に遡って、補助金の対象となる経費を判定することになります。写真や書類などによって被災の事実が確認可能、かつ、申請の内容が適正と認められる場合は補助対象となります。

Ｑ３　補助金の対象となる原材料再購入は、いつまでに完了する必要があるか？

Ａ　令和９年２月２６日(金)までに支払い完了する必要があります。したがって、見積書、注文書または注文請書、契約書、納品書(検収書)、請求書、払込依頼書(控)、領収書、当座残高照合表、支払伝票、支払いを証明する書類、預金通帳、保険金・共済金の支払いに係わる書類等に記載される日付も令和９年２月２６日(金)までのものに限ります。

Ｑ４　被災証明書または罹災証明書は必要か？

Ａ　令和８年８月２９日からの大雨による被害を受けたことを証明書類となるため、補助金の交付申請に必要です。

Ｑ５　地方消費税の滞納がないことを証明事項とする納税証明書の提出が必要とのことだが、税務署が発行するどの種類の納税証明書を添付すればよいのか？

Ａ　地方消費税の滞納がないことを証明するものである、「納税証明書（その３　未納税額のない証明用)」を管轄の税務署より取得し、提出してください。なお、納税証明書は申請日から２か月以内に発行されたものに限ります。

Ｑ６　他の補助金との併用は可能か？

Ａ　福井県の市町の補助金においては本補助金と補助目的および補助対象経費が同一であっても併用可能です。なお、事業用施設や設備の入替・修繕については福井県の「大雨被害を受けた被災事業者再建支援事業補助金」は併用可能です。

Ｑ７　交付申請時に保険金または共済金の受給額が不明な場合はどのようにすればよいか？

Ａ　「原材料などを対象とした災害保険又は共済への加入」欄に「あり」と記載いただければ、「保険金又は共済金の金額」欄は空欄（０円）で交付申請していただいて問題ありません。ただし、「事業に要する経費(税抜)」から「原材料等を対象とした保険金または共済金の受給額」を差し引いた金額が補助対象経費(補助金額の算定に用いる金額)となりますので、受給額が判明次第「補助事業計画変更承認申請書」をご提出いただく必要があります。

1　大雨被害を受けた繊維原材料再購入支援事業補助金の内容（申請手続き関係）　（２／２）

Ｑ８　複数の工場で被害を受けたが、その場合は工場ごとに補助金申請可能か？

Ａ　補助金交付申請が可能なのは１事業者につき同一年度に１回限りです。複数の工場で被害があった場合は、各工場の被災証明書(罹災証明書)を取得した上で、全てまとめた内容で事業計画書を作成してください。なお、複数の工場で被害にあった場合の書類作成方法は以下の通りです。

［交付申請書（様式第１号）］

・「(別紙１）事業計画書」は、「２　事業の概要」の「事業所名」・「所在地」欄に対象となる工場の情報を記載してください。また、「３　被災状況の写真」については対象工場毎に作成してください。

・「(別紙４）積算書」は、対象工場が所在する市町毎に作成してください。

［補助事業実績報告書（様式第５号）］

・「(別紙①）事業結果報告書」は、「２　事業の概要」の「事業所名」・「所在地」欄に対象となる工場の情報を記載してください。

・「(別紙③）支出明細報告書」は、対象工場が所在する市町毎に作成してください。

Ｑ９　交付申請時、被災状況が分かる写真は必要か？

Ａ　必要です。浸水状況や原材料廃棄状況など、被災により原材料が使用不可能となったことが分かるような写真を用意してください。

2　補助事業者(補助対象事業者)

Ｑ１　個人事業主は補助事業者となるか？

Ａ　個人事業主も補助事業者になります。

Ｑ２　大企業・みなし大企業は補助事業者となるか？

Ａ　補助事業者となりません(補助対象外です)。

Ｑ３　企業組合は補助事業者となるか？

Ａ　中小企業等経営強化法に規定される組合は対象となります。

Ｑ４　補助対象事業者について、地域や市町での限定はあるか？

Ａ　補助金の交付申請に令和８年８月２９日からの大雨に係る被災証明書または罹災証明書が必要となるため、福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町に限定されます。

3　補助対象経費（補助事業の経費）

Ｑ１　補助対象となる原材料とはどのようなものですか？

Ａ　商品の製造に必要な資材全般を指しますが、梱包資材や原材料運送費用は除きます。また、半製品や仕掛品を含めることができますが、それらの製造に必要な原材料使用量に換算して交付申請してください。なお、原則廃棄した原材料と同じものを購入してください。

Ｑ２　保険金・共済金の対象となった原材料等は補助対象となるか？

Ａ　保険・共済等の補償対象となっている原材料等も補助対象ですが、「事業に要する経費(税抜)」から「原材料等を対象とした保険金または共済金の受給額」を差し引いた金額が「補助対象経費(補助金額の算定に用いる金額)」となります。

Ｑ３　消費税は補助対象経費に含まれるか？

Ａ　補助事業に係る消費税は、原則補助対象外となります。これは、補助事業者が消費税課税事業者（免税事業者、簡易課税事業者以外）の場合、補助金に係る課税仕入による仕入税額控除が適用されるためです。

4　事業の変更に係る申請について

Ｑ１　どのような場合に補助事業計画変更承認申請が必要か？

Ａ　以下いずれかに該当する場合、「補助事業計画変更承認申請書(様式第２号)」を提出してください。

①　事業費総額(事業に要する経費)に２０％を超える増減がある場合

②　保険金・共済金を受給する場合、かつ、交付申請時に受給金額が確定しておらず申請書類の保険金・共済金受給額記入欄を空欄にて申請していた場合

③　その他計画内容に大幅な変更がある場合

Ｑ２　交付申請時の見積事業者と実際購入する事業者が変わってもよいか？

Ａ　問題ございません。本事業では原則複数の業者から見積書(競争見積)を取得頂き、見積金額が低い方に発注いただくこととなっております。したがって、交付申請時の見積事業者と実際購入する事業者が変わることがあります。

5　実績報告について

Ｑ１　実績報告書はいつ提出するか？

Ａ　補助事業が完了した日から起算して１か月以内または令和９年３月５日（金）のいずれか早い日までに、完了実績報告書（様式第５号）を提出してください。なお、補助事業が完了した日とは補助事業の物品納品・検収、取引先への支払がすべて終了した日を指します。

Ｑ２　実績報告時の補助対象経費が、交付決定時に見込んでいた補助対象経費を上回った場合、補助金は増額になるか？

Ａ　交付決定額が補助金支払の上限額となりますので、交付申請時から補助対象経費が増額となっても補助金額は増額とはなりません。なお、補助対象経費が減額となった場合には、改めて補助金の額を算出し、補助金の額の確定を行います。

Ｑ３　競争見積(複数の業者からの見積書取得)は必要か？

Ａ　原則必要です。特定の相手方でなければならない場合、必ずその理由を記載した書面を用意してください。また、理由によって、もしくは、理由なしに１社のみしか見積書を取っていない場合は全額補助対象とならない場合があります。

6　その他

Ｑ１　申請をすれば必ず補助金が受けられるのか？

Ａ　提出された事業計画書等をもって審査を行い、事業内容が適切であるか等を確認のうえ、予算の範囲内で決定します。申請をもって補助金の交付決定を約束するものでありません。

Ｑ２　「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

Ａ　物品を購入する取引先からの正式な見積もり徴収をもって着手とします。なお、交付申請書に添付する見積書はあくまでも参考徴収であり、補助金の交付決定後、施工者に改めて正式に見積書を徴収することになります。また、その際は複数の施工者から見積を徴収してください(競争見積)。

Ｑ３　「事業完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

Ａ　補助事業の物品納品・検収、取引先への支払がすべて終了したことをもって完了とします。